

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等-償却原価法(定額法)
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの-決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品-定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金・・・埼玉県社会福祉事業共済会により計算した退職給付引当金を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

平成26年度より社会福祉法人会計基準(平成23年7月27日制定)に移行している。

4. 法人で採用する退職給付制度

加入している退職共済制度は、次のとおりです。

- ・確定給付型退職給付制度 - 埼玉県社会福祉協議会が主催する退職共済制度
- ・確定拠出型退職給付制度 - 独立行政法人医療福祉機構が主催する退職共済制度

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人が作成する計算書類は以下の通りになっています。

- (1) 法人全体の計算書類(第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

(2) 本部拠点区分における拠点区分計算書

(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

桃園保育園拠点区分における拠点区分計算書

(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

桃園第二保育園拠点区分における拠点区分計算書

(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

デイサービスももぞの拠点区分における拠点区分計算書

(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

当法人は社会福祉事業のみを実施している為、以下の作成を省略しています。

(第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりです。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	31,005,530	0	0	31,005,530
建物	408,844,864	0	12,716,404	396,128,460
定期預金	0	0	0	0
合計	439,850,394	0	12,716,404	427,133,990

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりです。

桃園保育園 土地

担保している債務の種類および金額は以下のとおりです。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	104,430,000円
計	104,430,000円

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりです。

(貸借対照表上、間接法で表示している場合、記載扶養)

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	5,522,857		5,522,857
未収金	0		0
未収補助金	6,225,955		6,225,955
未収収益	0		0

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし12. 関連当事者との取引の内容
該当なし13. 重要な偶発債務
該当なし14. 重要な後発事象
該当なし15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け
該当なし16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債
及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
(1)会計処理上の見積方法の変更 - 該当なし
(2)新たに採用した会計処理に関する事項 - 該当なし
(3)勘定科目の内容について特に説明を要する事項 - 該当なし
(4)法令、所轄庁の通知等で特に説明を求められている事項 - 該当なし

計算書類に対する注記(拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ・満期保有目的の債券等-償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの-決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・建物並びに器具及び備品-定額法
 - ・リース資産
- 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
なし

2. 重要な会計の変更

平成26年度より社会福祉法人会計基準(平成23年7月27日制定)に移行している。

3. 採用する退職給付制度

加入している退職共済制度は、次のとおりです。
なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分が作成する計算書類は以下の通りになっています。

- (1) 本部拠点区分における拠点区分計算書
(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりです。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	0	0	0	0
定期預金	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりです。

なし
担保している債務の種類および金額は以下のとおりです。
なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりです。
該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債

及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- (1) 会計処理上の見積方法の変更 - 該当なし
(2) 新たに採用した会計処理に関する事項 - 該当なし

(3) 勘定科目の内容について特に説明を要する事項 — 該当なし

(4) 法令、所轄庁の通知等で特に説明を求められている事項 — 該当なし

計算書類に対する注記(拠点区分用)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等-償却原価法(定額法)
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの-決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品-定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金-…埼玉県社会福祉事業共済会により計算した退職給付引当金を計上している。

2. 重要な会計の変更

平成26年度より社会福祉法人会計基準(平成23年7月27日制定)に移行している。

3. 採用する退職給付制度

加入している退職共済制度は、次のとおりです。

- ・確定給付型退職給付制度 - 埼玉県社会福祉協議会が主催する退職共済制度
- ・確定拠出型退職給付制度 - 独立行政法人医療福祉機構が主催する退職共済制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分が作成する計算書類は以下の通りになっています。

(1) 桃園保育園拠点区分における拠点区分計算書

(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりです。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	11,472,500	0	0	11,472,500
建物	321,756,534	0	7,969,950	313,786,584
定期預金	0	0	0	0
合計	333,229,034	0	7,969,950	325,259,084

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりです。

なし

担保している債務の種類および金額は以下のとおりです。

なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりです。

(貸借対照表上、間接法で表示している場合、記載扶養)

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	1,701,277		1,701,277
未収金	0		0
未収補助金	2,438,633		2,438,633
未収収益	0		0

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- (1) 会計処理上の見積方法の変更 — 該当なし
- (2) 新たに採用した会計処理に関する事項 — 該当なし
- (3) 勘定科目の内容について特に説明を要する事項 — 該当なし
- (4) 法令、所轄庁の通知等で特に説明を求められている事項 — 該当なし

計算書類に対する注記(拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ・満期保有目的の債券等-償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの-決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・建物並びに器具及び備品-定額法
 - ・リース資産
- 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金・・・埼玉県社会福祉事業共済会により計算した退職給付引当金を計上している。

2. 重要な会計の変更

平成26年度より社会福祉法人会計基準(平成23年7月27日制定)に移行している。

3. 採用する退職給付制度

- 加入している退職共済制度は、次のとおりです。
- ・確定給付型退職給付制度 - 埼玉県社会福祉協議会が主催する退職共済制度
 - ・確定拠出型退職給付制度 - 独立行政法人医療福祉機構が主催する退職共済制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

- 当拠点区分が作成する計算書類は以下の通りになっています。
- (1) 桃園第2ナーサリースクール拠点区分における拠点区分計算書
(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりです。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	79,822,400	0	3,427,200	76,395,200
定期預金	0	0	0	0
合計	79,822,400	0	3,427,200	76,395,200

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

- 担保に供されている資産は以下のとおりです。
- なし
- 担保している債務の種類および金額は以下のとおりです。
- なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

- 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりです。
(貸借対照表上、間接法で表示している場合、記載扶養)

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	1,693,680		1,693,680
未収金	0		0
未収補助金	3,637,218		3,637,218
未収収益	0		0

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- (1) 会計処理上の見積方法の変更 — 該当なし
- (2) 新たに採用した会計処理に関する事項 — 該当なし
- (3) 勘定科目の内容について特に説明を要する事項 — 該当なし
- (4) 法令、所轄庁の通知等で特に説明を求められている事項 — 該当なし

計算書類に対する注記(拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ・満期保有目的の債券等-償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの-決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・建物並びに器具及び備品-定額法
 - ・リース資産
- 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金・・・埼玉県社会福祉事業共済会により計算した退職給付引当金を計上している。

2. 重要な会計の変更

平成26年度より社会福祉法人会計基準(平成23年7月27日制定)に移行している。

3. 採用する退職給付制度

- 加入している退職共済制度は、次のとおりです。
- ・確定給付型退職給付制度 - 埼玉県社会福祉協議会が主催する退職共済制度
 - ・確定拠出型退職給付制度 - 独立行政法人医療福祉機構が主催する退職共済制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分が作成する計算書類は以下の通りになっています。

- (1) 桃園第3保育園拠点区分における拠点区分計算書
(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりです。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	19,533,030	0	0	19,533,030
建物	7,265,930	0	1,319,254	5,946,676
定期預金	0	0	0	0
合計	26,798,960	0	1,319,254	25,479,706

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりです。

なし

担保している債務の種類および金額は以下のとおりです。

なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりです。

(貸借対照表上、間接法で表示している場合、記載扶養)

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	2,127,900		2,127,900
未収金	0		0
未収補助金	150,104		150,104
未収収益	0		0

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- (1) 会計処理上の見積方法の変更 — 該当なし
- (2) 新たに採用した会計処理に関する事項 — 該当なし
- (3) 勘定科目の内容について特に説明を要する事項 — 該当なし
- (4) 法令、所轄庁の通知等で特に説明を求められている事項 — 該当なし